

令和７年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		＜品目＞ ○調製食用脂（乳脂肪が 30%超 70%以下） ・ニュージーランドを原産地とするもの ・その他のもの ＜制度名＞ ○関税割当制度 ○特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第 2 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項、第 7 条の 4 第 1 項 ○具体的な内容 「令和 7 年 3 月 31 日まで」又は「令和 6 年度まで」とされているものを 1 年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
2106.90		調製食用脂 （第 04.05 項の物品の含有量 が全重量の 30%を超え 70%以 下のものに限る）	35% ＋ 1,363 円/kg			35% ＋ 1,363 円/kg				
	121	ニュージーランドを原産地と するもの		25%			25%		25%	
	122	その他のもの		25%			25%		25%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 適用期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 本品目については、一定数量（ニュージーランド産：11,550 トン、その他の国産：7,427 トン）の範囲内で低税率を適用することにより、マーガリン等の加工油脂、菓子、パンの製造業者等の実需者（以下、「食品製造業者」という。）に対して、バターの代替品となる輸入調製食用脂の供給を確保する一方、一定数量を超えた分については高い税率の適用により、国産バターの需要を確保し国内酪農業を保護している。 また、特別緊急関税制度については、輸入基準数量を上回る、又は発動基準価格を下回る輸入について、追加関税を課すことにより、同種の物品その他用途が								

	直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える損害の緩和を目的としている。 ② 問題点 本品目については、我が国の酪農の生産性が向上し、国産バターが調製食用脂に対抗できる価格競争力を十分に持つ状況になるまで、本制度を維持する必要がある、生産性向上のための取組を各種講じているものの、我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力の確保には至っていない。
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の方向性 関税割当制度により、一定の輸入数量の枠内に限り食品製造業者に調製食用脂を供給する一方、この輸入数量の枠を超える分には高税率を適用することにより、国内酪農の保護と国内需給の安定が図られており、ウルグアイ・ラウンド合意を履行しつつ、国産バターが十分な国際競争力を確保するまでの間、引き続き本措置が必要である。 ② 改正目的達成予定時期 国産バターが十分な国際競争力を確保した時点。
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 食品製造業者の原料調達コストの低減により、マーガリン類、菓子等各種食品の価格上昇を抑制した製品の供給がなされることで、輸入製品に対する競争力の確保を図ることができ、併せて国内酪農を保護することができる。 【令和5年度における適用実績（減税額は試算値）】 ・ 輸入実績 - ニュージーランド産 7,451 トン、 5,821 百万円 - その他産 5,976 トン、 5,980 百万円 - 計 13,427 トン、 11,800 百万円 ・ 減税額 $11,800 \text{ 百万円} \times (29.8\% - 25\%) = 566 \text{ 百万円}$ $13,427 \text{ トン} \times 1,159 \text{ 円/kg} = 15,205 \text{ 百万円}$ $566 \text{ 百万円} + 15,205 \text{ 百万円} = 15,771 \text{ 百万円}$ ・ 関税割当を受けた者 39 (参考) 1次税率による調製食用脂の輸入価格(乳脂肪分)(A)と国産バター価格(B) 令和5年度 (A) 1,570 円 > (B) 1,537 円 ※ 輸入価格は、「CIF (879 円) + 関税 (879 円 × 0.25)」を乳脂肪分 (70%) で除したもの。 ② 改正によって生じうる影響 悪影響は特になし。

	③ 改正の妥当性 関税割当制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内酪農業の保護と国内食品製造業者の原料調達を確保できることから、本制度の継続が妥当である。 また、特別緊急関税制度はウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置の代償として導入されたものであり、輸入急増時等の安全弁として、国際約束において認められた措置であることから、引き続き本制度が必要である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。 【農業競争力強化プログラム】 ・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 ④ 関連措置 【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】 ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置。 ・ 酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度。 ・ 上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	当該品目に関する関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年度に導入されて以来、現在まで延長されている。
措置による効果	上記の「改正の効果と妥当性」の①のとおり、原料調達コストの低減により食品製造業者の製品の価格上昇を抑制し、輸入製品に対する競争力を確保するとともに、国内酪農業の保護を図ることができた。